

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則... (総務部総務課)	59
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	59
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	60
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課)	61
○北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	61
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	61
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則..... (道立病院管理局)	62

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... (総務業務センター)	63
○平成18年度鳥獣保護区の更新..... (自然環境課)	64
○平成18年度特別保護地区の指定..... (自然環境課)	72
○平成18年度銃猟禁止区域の指定..... (自然環境課)	74
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	75
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	75
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	75
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	75
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	75
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	76
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	76
○道路の供用の開始..... (道路課)	77
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	77
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	77
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	78
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	78

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況..... (人事課)	78
----------------------------	----

規 則

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第124号

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則
札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則(昭和32年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号(以下「告示」という。))による額」を「健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「告示による額」を「健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第125号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。
第12条の3の障害者保健福祉課の事項第4号中「身体障害者更生援護施設」を「障害者支援施設」に改め、「知的障害者援護施設」を削る。
第29条の表北海道市町村合併推進審議会の項の次に次のように加える。

市町村合併調整委員

地域主権局

第55条中「第26条」を「第51条第1項」に改める。
第57条の総務課の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条の教務課の事項第1号中「教養訓練課程」を「教育訓練」に改め、同事項第2号中「現地教養」を「現地教育」に改め、同事項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学生に関すること。

第119条の企画総務課の事項第3号及び第120条第3項第1号中「身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第125条中「又は呼吸器」を「、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸」に改める。

第131条第2項中「第2条第2項」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の3の障害者保健福祉課の事項第4号並びに第119条の企画総務課の事項第3号及び第120条第3項第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第126号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第49条の7第1項第17号中「第217条第1項第3号ム又はウ」を「第217条第1項第3号ラ又はム」に改める。

別記第48号様式を次のように改める。

別記第48号様式(第39条関係)

年度道民税(個人)徴収取扱費計算書

報告期限(6月、9月、12月、3月の各月の10日)(月~月分)(市町村名)

区 分	基礎となる数(額)	乗ずる額(率)	算 出 金 額
各年度において賦課決定をされた個人の道民税の納税義務者の数を当該額に乗じて得た額	前年度3月賦課決定分	人 円	円
	新規報告分		
	既報告分		
個人の道民税に係る徴収金で市町村が歳出から還付し、又は充当した場合の過誤納金相当額	円	案分率 0.	
上記の過誤納金に係る還付加算金相当額		案分率 0.	
法第321条第2項の規定によって交付した個人の道民税の納期限前の納付に		案分率 0.	

対する報奨金相当額			
条例第27条の2の規定により控除されるべき額で所得割の額から控除することができなかった金額を市町村が還付し、又は充当した場合の当該控除することができなかった金額相当額			
合 計 額			
上記のとおり計算し、送付します。 年 月 日			
			市 町 長 印
北海道 支庁長 様			

- 備考 1 「前年度3月賦課決定分」の各欄は、6月報告時のみ記載し、このうち、「基礎となる数(額)」欄は前年度3月に賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)した納税義務者数を、「乗ずる額(率)」欄は条例第32条第1項第1号の規定により個人の道民税の納税義務者数を乗すべき金額(以下「交付基準額」という。)をそれぞれ記載してください。
- 2 「新規報告分」の各欄のうち、「基礎となる数(額)」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数(既に報告済みのものを除く。)を、「乗ずる額(率)」欄は6月報告時は交付基準額を4で除して得た額を、9月報告時は交付基準額を2で除して得た額を、12月報告時は交付基準額に4分の3を乗じて得た額を、3月報告時は交付基準額をそれぞれ記載してください。
- 3 「既報告分」の各欄のうち、「基礎となる数(額)」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数で既に報告済みのものを、「乗ずる額(率)」欄は交付基準額を4で除して得た額をそれぞれ記載してください。
- 4 「乗ずる額(率)」欄の案分率は、当該計算書を提出する時期における払込案分率を記載してください。
- 5 「条例第27条の2の規定により控除されるべき額で所得割の額から控除することができなかった金額を市町村が還付し、又は充当した場合の当該控除することができなかった金額相当額」の「乗ずる額(率)」欄は、条例第27条の2の規定により配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗すべき割合を記載してください。
- 6 支庁道税事務所を経由する市町村は2通、それ以外の市町村は1通提出してください。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第49条の7第1項第17号の改正

規定は、平成18年10月2日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第48号様式の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の道民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の道民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第127号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2項第1号中「第6項」を「第7項」に改める。

第7条第2号中「法第55条第1項又は国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第5条第3項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給」を「省令第6条第4号に規定する特別療養給付」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第128号

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則
北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則（昭和27年北海道規則第222号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に改め、「規定する身体障害者更生施設支援」の次に「（以下「身体障害者更生施設支援」という。）」を加え、「同法第17条の11第2項の規定による施設訓練等支援費の支給の決定」を「法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）」に、「決定に係る同条第3項第1号の期間」を「支給決定に係る法第22条第4項に規定する支給量

（以下「支給量」という。）及び法第23条に規定する支給決定の有効期間（以下「支給決定の有効期間」という。）に、「同法第18条第3項の規定による措置として」を「身体障害者福祉法第18条第2項の規定により」に改め、同条第2項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、「規定する短期入所」の次に「（以下「短期入所」という。）」を加え、「障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定」を「支給決定」に、「決定に係る同法第22条第4項に規定する」を「支給決定に係る」に改め、「同法第23条に規定する」を削る。

第8条中「身体障害者福祉法第17条の10第1項又は障害者自立支援法」を「法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（肢体不自由者又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能に障害のある者（療養所、病院又は居宅において療養過程を経た結核回復者であって北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則別表の結核治療判定基準による臨床的治癒と認められるものを含む。）であって法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第2項の規定による支給の決定に係る同条第3項第1号の期間の範囲内において身体障害者更生施設支援を受ける者に限る。）は、この規則による改正後の北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則第2条第1項に規定する支給決定を受けている者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に受けた身体障害者更生施設支援に係る実費については、なお従前の例による。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第129号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（入所対象者）」に改め、同条中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター（以下「センター」と総称する。）」を「センター」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「法」に、「法第19条第1項」を「障害者自立支援法第19条第1項」に、「法第22条第4項」を「同法第22条第4項」に、「法第23条」を「同法第23条」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター(以下「センター」と総称する。)において児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援を受けることができる者は、同項に規定する肢体不自由のある児童であってその保護者が当該児童に係る法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費を支給する旨の決定を受けているもの(当該決定に係る同条第4項の期間の範囲内において肢体不自由児施設支援を受ける者に限る。)とする。

第3条中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

第4条第1項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同条第3項中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

第5条第1項中「短期入所」を「肢体不自由児施設支援又は短期入所」に改める。

第6条中「法」の次に「第24条の2第1項又は障害者自立支援法」を加える。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第130号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則(昭和43年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「選定療養及び特定療養に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。)第3号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第8号」に、「に係る特別な料金(告示第88号第4号に規定する者に係るものを除く。)」を「(告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。)に係る特別な料金」に、

薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料	薬価基準の別表に定める価格	薬価基準に収載されている医薬品の薬事法に規定する承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係る投与(告示第88号第4号の2に規定する医薬品の投与に限る。)	を
----------------------	---------------	--	---

		に係る薬剤料に相当する療養部分の費用
薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料	薬価基準の別表に定める価格	薬価基準に収載されている医薬品の薬事法に規定する承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係る投与(告示第498号第5号に規定する医薬品の投与に限る。)に係る薬剤料に相当する療養部分の費用
医科診療報酬点数表に規定する回数を超えた診療に係る診療料	診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の例により算定した費用の額	厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療(平成18年厚生労働省告示第120号)に掲げる診療(知事の定めるものに限る。)であって、医科診療報酬点数表に規定する回数を超えて受けたものに係る費用

手 文 数 書 料 料	診 断 書	甲	1通につき4,200円	各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑な診断書
		乙	1通につき3,150円	死亡診断書等普通の診断書
	証 明 書	甲	1通につき2,100円	進学、就職、欠勤等に係る簡単な証明書
		乙	1通につき1,570円	入院証明、期間証明等に係る証明書

		診療費明細書	1通につき2,100円	
手 文 書 料	診 断 書	甲	1通につき4,200円	各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑な診断書
		乙	1通につき3,150円	死亡診断書等普通の診断書
		丙	1通につき1,570円	進学、就職、欠勤等に係る簡単な証明書
	証 明 書	甲	1通につき2,100円	出生証明等に係る証明書
		乙	1通につき1,570円	入院証明、期間証明等に係る証明書
	診療費明細書		1通につき2,100円	
	レントゲン複写料		フィルム1枚につき735円	

に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第800号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 405台
- 2 落札を決定した日
平成18年8月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道日興通信株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

33,585,300円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年7月14日付け北海道告示第615号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第801号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 540台
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 2台

2 落札を決定した日

平成18年8月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 東芝ファイナンス株式会社
イ 住 所 東京都中央区銀座5丁目2番1号
- (2)ア 氏 名 北海道日興通信株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

- (1) 958,650円
- (2) 3,790円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年7月14日付け北海道告示第616号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第802号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 名称 円山・藻岩鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

J R札幌駅の南西約3.8キロメートル～5.8キロメートルに位置する円山(226メートル)及び藻岩山(530メートル)を中心とする国有林内で、両地域には、住宅密集地が隣接しており、地域住民の憩いの場となっており、また、両山頂までは登山道が整備され、多くの人に利用されている。天然記念物(国指定)として古くから原生のまま保護されてきた森林であり、樹齢150年を超えるカツラやシナノキなどが生い茂り、エゾライチョウ、カッコウ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名称 支笏湖鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道千歳市西端の低山帯に位置し、標高約200メートルから約1,300メートルの標高差を有する支笏カルデラを中心とした一帯にある。標高250メートルの支笏湖周辺には、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、シナノキ等の広葉

樹が混在する針広混交林並びにミズナラ、シナノキ等の広葉樹林が広がるほか、標高500メートル付近のカルデラの稜線部には、ダケカンバ群落が広がる等、多様な森林帯が存在する。このような自然環境から鳥類では、オジロワシ、クマタカ、クマガラ、オオワシ、オオタカ、ハヤブサ等の希少種の生息が確認されている。また、冬期に湖面が凍結しない支笏湖には、スズガモ、キンクロハジロ等の水鳥も飛来する。ほ乳類では、絶滅のおそれのある地域個体群である「石狩西部のエゾヒグマ」等の生息が確認されている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名称 白神鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、渡島半島の西南端に位置し、一部、松前矢越道立自然公園に指定されている。保護区内はスギ、トドマツ、クロマツ、ヒバ等の造林地やナラ、イタヤカエデ、シナノキ、ニレ等の広葉樹、かん木類の樹木に構成された森林がその主要な部分を占め、地勢は、標高352メートルの白神岳をピークに東西に稜線が走り、白神川沿いには比較的深い谷がみられるなど、変化に富む。岬から東海岸沿いは急峻な海蝕崖、西海岸沿いには砂浜が見られる。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息地となっており、渡り鳥の通過要衝地となっており、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名称 美利河鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

林相の変化に富む優れた森林で、ヒグマ、エゾライチョウ、カッコウ等の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 奥尻鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ブナ、イタヤ、ナラ等の針広混交林を主体とし、スギ、トドマツ、カラマツの人工林からなる、標高50メートルから500メートル前後の丘陵山地である。林相の変化に富む優れた天然林が多くあることから、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適で、また、特に野鳥の渡りの主要通過地になっており、このため野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 北檜山玉川鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

せたな町北檜山区市街地から東北東約5キロメートルに位置し、スギ、カラマツの

人工林及びブナ、カシワ等の天然林が混在する森林で、アカゲラ、コゲラ等の鳥獣が生息している。また本地域は、地域住民の自然観察の場として親しまれており、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 余市鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

林相はトドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、シナノキなどの針広混交林で、カッコウ、キタリス等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 発足鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は共和町市街地から北東約10キロメートル、共和ダム上流部の標高200メートル～600メートルにあり、林相はトドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤ、シナノキなどの針広混交林とトドマツ、カラマツの人工林からなり、カッコウ、アカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として良好であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 9(1) 名 称 第二シューパロ鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林であり、これにトドマツの針葉樹が混交している針広混交林からなる、標高200メートル～587メートルの山岳地である。林相の変化に富む優れた天然性の針広混交林であり、また、富良野芦別道立自然公園区域に含まれている。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 10(1) 名 称 幌岡鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ・カラマツ人工林、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等の針広混交林からなる、標高240メートル～612メートル前後の丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、区域内に湿原も含む。また、アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 11(1) 名 称 惣顔真布鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とした、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等の針広混交林からなる、標高400メートル～831メートル前後の山岳地であり、林相の変化に富む優れた天然林で、クマゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 12(1) 名 称 赤川鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、シナノキ、カンバ等の針広混交林からなる、標高25メートル～305メートル前後の丘陵地である。大部分が天然林で、トドマツとカラマツの人工林が介在する林相の変化に富んだ優れた森林で、ヤマゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 13(1) 名 称 大雪原生林鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

石北峠の西北西約4キロメートルで大雪湖に注ぐ石狩川水系ルベシナイ川等の源流付近標高約800メートル～1100メートルの区域であり、全域が大雪山国立公園に含まれる。エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ等の大径木の針葉樹を主として、カンバ類、ハンノキ等の混交した森林地帯で自然環境は良好で、カッコウ、アカハラ等の森林性鳥獣の生息に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

14(1) 名称 西風連鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トーフトナイ沢の上流部で幌加内町行政区域界との境界線に接した森林で、林相はトドマツの人工林が3分の2近くを占め、天然林はシナノキ、ダケカンバ、ミズナラ、ハリギリ、トドマツの中径木を主体とする針広混交林である。地形は緩斜地で溪流も多く、モズ、ウグイス等の森林性鳥獣の繁殖に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

15(1) 名称 中川鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

音威子府村行政区域界との境界線に接し、オカホナイ沢に沿った地域で、シナノキ、ダケカンバ、ヤチダモ、トドマツが主の針広混交林で、溪流が多く入り組み、複雑な地形をなしており、エゾライチョウ、アカゲラ及びシジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

16(1) 名称 ニニウ鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ナラ、ニレ、カツラ、シナノキなどの高木が生育し、小川が流れる湿地帯にはドロノキ、ヤチダモ、ヤチハン等の広葉樹におおわれており鳥獣の生息環境に適した地域であるため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

17(1) 名称 ふどう鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

剣淵川沿いにある都市公園で、森林の中にスポーツ施設、キャンプ場、博物館が整備され、市民に親しまれている地域であり、緩傾斜地で、カンバ類、イタヤカエデ、

トドマツの中経木主体の針広混合林であり、鳥獣の生息環境に適した地域であるため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

18(1) 名 称 北大天塩研究林鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、タケカンバ等の針広混交林からなる、標高50メートル～180メートルの丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、ウグイス、ヒガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

19(1) 名 称 稚内鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

稚内市街の後背林として位置し、国有林のレクリエーションの森（稚内風景林）として管理運営されている。台地は風衝地であるが、沢沿いは広葉樹林や人工林で構成されている。ウグイス類など、様々な鳥類の繁殖地であり、また、渡り鳥の中継地としても重要であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 礼文鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

針葉樹林や広葉樹林、針広混交樹林は概して低密度で割合もそう多くはなく、至る所で高山植生が多くを占め、レブンアツモリソウ、レブンソウなど固有種が多く存在する礼文島に位置する。面積は礼文島の約8割を占め、その約6割が利尻礼文サロベツ国立公園に含まれている。礼文島は、コマドリをはじめとする小鳥の繁殖地として知られ、また、渡り鳥の中継地としても鳥類の保護上重要な位置にあるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

21(1) 名 称 知駒鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

ほぼ全域が良好な天然のアカエゾマツ純林となっており、植物群落保護林として管理されている。クマゲラやエゾライチョウ等の森林性の鳥獣が多数生息し、単一樹種による原生的な針葉樹林にある貴重な生態系を保全するために鳥獣捕獲を禁止する必要があり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

22(1) 名 称 オホーツクの森鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

標高400メートル以下の比較的緩やかな地形の里山で、林内は西側斜面がトドマツ等の人工林、東側斜面が針広混交の天然林となっている。エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

23(1) 名 称 斜里岳鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は斜里岳西麓に位置し、海拔100メートルから300メートルの傾斜地で、約30パーセントがトドマツ等の人工林であるほかは広葉樹を主とした針広混交林である。エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

24(1) 名 称 斜里鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

斜里町市街地から東側に延びる海岸砂丘地で、海岸側の砂丘上は、ハマナス、エゾスカシユリ等により原生花園景観を呈し、内陸側はカシワ、ミズナラ等の自然林となっている。ヤマシギやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

25(1) 名 称 藻琴山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

屈斜路カルデラの外輪山を形成している藻琴山(標高999.7メートル)の北斜面で、林相はトドマツ等の天然林を主とした針広混交林であり、区域の9割が阿寒国立公園に含まれる。エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

26(1) 名 称 登別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

広葉樹天然林とトドマツを主体とした人工林から構成され、全域が支笏洞爺国立公

園に含まれる。エゾライチョウやクマガエラをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 27(1) 名 称 観音山鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

J R 様似駅より西方約1.75キロメートルに位置しており、長方形の丘陵地帯で標高94メートルである。当該区域内には桜の名勝観音山公園があり、広く住民の保健休養の場所として利用されている。林相は、クロマツ・トドマツ針葉樹もあるが、天然広葉樹が主であり、市街地周辺におけるカッコウ、アカゲラ等の野鳥誘致の場として良好な環境となっているため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 28(1) 名 称 大津鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

豊頃町大津市街地（十勝川河口）より西方約5キロメートル、国道336号線の東西に位置し、トドマツの人工林を主体としているが、一部にミズナラ、カシワ、シラカンバなどを中心とした広葉樹もあり、比較的起伏の少ない丘陵地である。当該保護区内の南方には十勝海岸湖沼群の長節湖湿原があるため、アオサギ、アカゲラ、カラ類

等の野生鳥獣の生息環境として好適であり野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 29(1) 名 称 新得山鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、上川郡新得町字新得に所在し、JR新得駅から北西約0.5キロメートルに位置する。パンケ新得川、パンケ新得川に囲まれた天然広葉樹及びカラマツ等の針葉樹を主体とした森林であり、モズやシジュウカラ等の森林性の鳥獣の主要な生息場所となっている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣簿保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 30(1) 名 称 萌和山鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町字萌和に所在し、大樹町市街地から北東約3キロメートルに位置する。二の沢川、メム川に囲まれたカラマツ、トドマツ等の針葉樹を主体とした森林であり、アカゲラやシジュウカラ等の森林性鳥獣の主要な生息場所となっているため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

31(1) 名 称 中足寄鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで(10年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、足寄郡足寄町字下愛冠に所在し、足寄市街地から北東へ約2キロメートルに位置する。比較的なだらかな沢地で、シナノキ、シラカンバ、イタヤカエデ等の天然広葉樹からなり、アカゲラやシジュウカラ等の森林性鳥獣の主要な生息場所となっている。また、当該地域内には足寄学術保護地区(エゾムラサキツツジ自生地)があるなど、住民の自然観察の場としても親しまれており、昭和51年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

32(1) 名 称 シュンクシタカラ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

針広混交樹林からなる、多様かつ原始性の高い植生で構成され、エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区から移管)。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

33(1) 名 称 茶路鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林である。林相の変化に富む優れた天然林でありハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

34(1) 名 称 貫人鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹の森林地帯で、東西に緩傾斜の地形である。林相の変化に富む優れた天然林であり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

35(1) 名 称 長節鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、アカエゾマツ、ミズナラを含む発達した針広混交林からなる標高30メートル～40メートルの台地と淡水湖の長節湖であり、一部は湿地と草原である。また、野付風蓮道立自然公園区域に含まれている。キツツキ類やカラ類、エゾリスなどの森林性鳥獣とともに、カモ類やオオセグロカモメ等の水鳥類の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第803号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 美利河特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

林相の変化に富む優れた森林であり、ヒグマ、エゾライチョウ、カッコウ等の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 余市特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

林相はトドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、シナノキなどの針広混交林で、カッコウ、キタリス等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 第二シューパロ特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林であり、これにトドマツの針葉樹が混交している針広混交林からなる、標高200メートル～587メートルの山岳地である。林相の変化に富む優れた天然性の針広混交林であり、また、富良野芦別道立自然公園区域に含まれている。アカゲラ、フクロウ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地

域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名称 大雪原生林特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

石北峠の西北西約4.5キロメートルで大雪湖に注ぐ石狩川水系ペンケチャロマップ川が流下する標高約800メートル~1,100メートルの区域であり、全域が大雪山国立公園に含まれる。エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ等の大径木の針葉樹を主として、カンバ、ハンノキ等の混交した森林地帯で自然環境は良好で、カッコウ、アカハラ等の森林性鳥獣の生息に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管)。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名称 西風連特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

トーフトナイ沢の上流部で幌加内町行政区域界との境界線に接した森林で、林相はシナノキ、ダケカンバ、ミズナラ、ハリギリ、トドマツの中径木を主体とする針広混交林である。また、朱鞠内道立自然公園に隣接していることや、緩斜地で溪流も多く、モズ、ウグイス等の森林性鳥獣の繁殖に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区

から移管)。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名称 中川特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

音威子府村行政区域界との境界線に接し、オカホナイ沢に沿った地域で、シナノキ、ダケカンバ、ヤチダモ、トドマツが主の針広混交林で、溪流が多く入り組み、複雑な地形をなしており、エゾライチョウ、アカゲラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管)。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 7(1) 名称 登別特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

橋湖を取り囲む広葉樹天然林と、一部トドマツ人工林で構成され、全域が支笏洞爺国立公園第1種特別地域に含まれる。エゾライチョウやクマゲラをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁より鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている

（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 8(1) 名 称 大津特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

豊頃町大津市街地（十勝川河口）より西方約5キロメートル、国道336号線の東側に位置し、トロマツの人工林を主体としているが、一部にミズナラ、カシワ、シラカンバなどを中心とした広葉樹もあり、比較的起伏の少ない丘陵地である。当該特別保護区内の南方には十勝海岸湖沼群の長節湖湿原があるため、アオサギ、アカゲラ、カラ類等の野生鳥獣の生息環境として好適であり野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 9(1) 名 称 シュンクシタカラ特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成38年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

シュンクシタカラ湖の周囲には多様かつ原始性の高い針広混交樹林があり、当該湖はエゾライチョウやアカゲラが生息する森林に囲まれており、また、鳥獣の生息に重

要な水場もあることから、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、鳥獣の生息地として特に良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり検討を行った結果、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第804号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 久根別銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- 2(1) 名 称 八雲銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- 3(1) 名 称 暁沼銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- 4(1) 名 称 丹羽沼・鶴田沼銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- 5(1) 名 称 古山ため池銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで（10年間）
- 6(1) 名 称 メグマ沼銃猟禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成18年10月1日から平成28年9月30日まで(10年間)
 (「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、美深土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成18.9.7	理事	梅田重雄	中川郡美深町字美深229番地
同	同	同	戸梶昇	同 字敷島90番地1
同	同	同	松田靖裕	同 字吉野60番地
同	同	同	内村寿雄	同 字美深564番地
同	同	同	八巻等	同 字富岡138番地
同	同	監事	菅野福義	同 字斑溪283番地
同	同	同	伴井隆夫	同 字美深196番地
退任	同 18.9.6	理事	梅田重雄	同 字美深229番地
同	同	同	酒井久夫	同 字富岡321番地
同	同	同	内村寿雄	同 字美深564番地
同	同	同	越智悦男	同 字敷島227番地
同	同	同	松田靖裕	同 字吉野60番地
同	同	監事	菅野福義	同 字班溪283番地
同	同 18.6.30	同	瀬川昭	同 字美深349番地

北海道告示第806号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別	氏名	住 所
		変 更 前 変 更 後
監事	佐藤誠紘	檜山郡厚沢部町字新栄205番地
同	奈良正人	檜山郡厚沢部町鷓町41番地の1
		檜山郡厚沢部町字新栄205番地の1
		檜山郡厚沢部町鷓町706番地の2

北海道告示第807号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成18.7.5	理事	小澤仁良	旭川市西神楽1線24号470番地の15
同	同	同	寺崎實	上川郡美瑛町字下莫別第2
同	同	同	澤田健一	旭川市西神楽3線18号324番地の1
同	同	同	前田時男	同 西神楽1線31号192番地の2
同	同	同	稲留豊樹	同 西神楽1線11号198番地の1
同	同	同	野村栄一	上川郡美瑛町字美瑛原野2線
同	同	同	岡田文明	同 字朗根内更生
同	同	監事	谷口幹男	同 字新星第1
同	同	同	岡田良男	旭川市西神楽1線12号218番地の1
退任	同 18.7.4	理事	小澤仁良	同 西神楽1線24号470番地の15
同	同	同	平間正衛	上川郡美瑛町旭町1丁目12番22号
同	同	同	澤田健一	旭川市西神楽3線18号324番地の1
同	同	同	寺崎實	上川郡美瑛町字下莫別第2
同	同	同	鹿島郁夫	同 字横牛第1
同	同	同	前田時男	旭川市西神楽1線31号192番地の2
同	同	同	稲留豊樹	同 西神楽1線11号198番地の1
同	同	監事	谷口幹男	上川郡美瑛町字新星第1
同	同	同	岡田良男	旭川市西神楽1線12号218番地の1

北海道告示第808号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|---------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 松前郡福島町字月崎46の5 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| 3 | 解除の理由 | 道路用地とするため |

北海道告示第809号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町・河東郡上士幌町(以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 4(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第810号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美深町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北海道告示第761号のとおりである。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

中川郡美深町字玉川237所在の森林について抵当権を有する 越智 甚兵衛

北海道告示第811号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
住商第一ガス販売株式会社	般-17 石第17236号	平成18. 8. 1
北港建設工業株式会社	般-13 石第17490号	同 18. 8. 3
株式会社 テンセツ	般-13 石第1585号	同
産機資材システム株式会社	般-18 石第12113号	同 18. 8. 8
株式会社 アスペックホームデザイン	般-17 石第7740号	同
東邦エルク株式会社	般-13 石第13386号	同
北海三保工業株式会社	般・特-14 石第5055号	同
道建工業株式会社	般-13 石第4675号	同 18. 8.11
有限会社 リンクス	般-14 石第18006号	同 18. 8.21
有限会社 日和建設工業	般-17 石第18984号	同
株式会社 ピナクルズ	般-13 石第17459号	同 18. 8.23
株式会社 シアス	特-17 石第16901号	同 18. 8.24
株式会社 ビーライフ	特-17 石第18766号	同 18. 8.29
株式会社 オカモトビルド	般-17 石第18952号	同
株式会社 松島土木	般-13 石第3141号	同 18. 8.30
北東建機株式会社	般-15 石第18339号	同
株式会社 ライトアート・コーポレーション	般-14 石第18063号	同
ワークボックス有限公司	般-17 石第19089号	同 18. 8.31
有限会社 鳥潟ボーリング	般-13 渡第3291号	同 18. 8. 8
大坪塗装店	般-12 檜第417号	同 18. 6. 5
河田建設	般-13 檜第155号	同 18. 6.16
株式会社 シーズコーポレーション	般-14 檜第559号	同 18. 6.29
ゼンケン工業株式会社	般-14 檜第456号	同 18. 7. 5
北松山運輸総業株式会社	般-17 桧第415号	同
有限会社 伊藤設備	般-13 後第1623号	同 18. 8. 3
三舗工業株式会社	般-17 後第1369号	同 18. 8.10
黒川産業	般-13 後第964号	同 18. 8.22
株式会社 創電三笠	般-17 空第2976号	同 18. 8. 3
有限会社 竹内設備	般-15 上第4457号	同 18. 8. 7
株式会社 峰建	般-14 上第1065号	同 18. 8.11
早勢工務店	般-14 上第1894号	同 18. 8.22

株式会社 光 建設	般-15	上第4444号	平成18. 8.23
有限会社 貝 沼 鉄 筋 工 業 所	般-13	上第3620号	同 18. 8.28
有限会社 山 下 組	般-13	宗第668号	同 18. 8. 3
2 許可の一部廃業			
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	
有限会社 石 岡 工 業	般-13 石第15254号	平成18. 8. 1	
株式会社 サ ン セ ツ	般-17 石第11645号	同 18. 8.10	
有限会社 柴 田 組	般-17 石第17482号	同 18. 8.11	
日商岩井マテリアル株式会社	般・特-17 石第12435号	同 18. 8.22	
第一電気工業株式会社	般-17 石第1927号	同 18. 8.31	
玉井環境システム株式会社	般-16 後第1721号	同 18. 8.22	
有限会社 武 田 企 画	般-17 後第1732号	同 18. 7.31	
株式会社 井 出 組	般-13 空第151号	同 18. 8.29	
株式会社 吉 安 組	特-17 宗第151号	同 18. 8. 2	
田 中 建 設 株 式 会 社	特-14 宗第63号	同 18. 8. 8	
歌 登 産 業 株 式 会 社	般-14 宗第89号	同 18. 8.22	
株式会社 伊 藤 組	般-16 網第98号	同 18. 8. 3	
芙蓉建設株式会社	特-14 網第551号	同 18. 8. 4	
イワクラ工業株式会社	特-18 網第17号	同 18. 8. 8	
津 別 建 設 株 式 会 社	般-17 網第563号	同 18. 8.10	
株式会社 共 立 建 窓	般-13 網第1504号	同 18. 8.11	
藤 工 業	般-14 網第2924号	同 18. 8.25	
株式会社 協 和 土 木 工 業	般-13 網第1257号	同 18. 8.31	

北海道告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上問寒問寒別停車場線	天塩郡幌延町字上問寒770番2地先から 天塩郡幌延町字上問寒770番2地先まで	平成18. 9.29

北海道告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道			
2 路線名	旭岱鳥山線			
3 道路の区域				
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
爾志郡乙部町字姫川863番地先から 爾志郡乙部町字姫川844番1地先まで	前	10.88mから 18.24mまで	1,271.26m	
	後	15.50mから 30.32mまで	1,186.33m	

北海道告示第814号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

戸井釜谷5地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域。

市 字	地 番	標柱番号	
函館市	釜谷町	733	1
同	同	283-1	2
同	同	281	3
同	同	734	4
同	同	280-13	5
同	同	278	6、7
同	同	276-8	8
同	同	305-1	9
同	同	44-1	10
同	同	41-1	11

函館市	釜谷町	29-1	12
同	同	26-1	13

北海道告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳北信濃2(Ⅰ-0-276-276)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市北信濃2(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳北信濃3(Ⅰ-0-277-277)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市北信濃3(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳大和3丁目1(Ⅰ-0-278-278)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市大和3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳大和3丁目2(Ⅲ-0-162-162)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市大和3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第816号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
北広島市松葉町5丁目、松葉町6丁目、白樺町1丁目及び若葉町4丁目の各一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

公 表

北海道人事行政の運営等の公表の状況に関する条例(平成17年北海道条例第6号)第4条の規定により、平成17年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。
なお、「次のとおり」については、行政情報センター及び各支庁行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>)から閲覧することができる。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ